

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和3年3月 18 日決裁分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 9件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 9件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生年金保険関係 3件

(3) 年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2000560 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000190 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 26 年 6 月 10 日は 84 万円及び平成 28 年 6 月 10 日は 150 万円に訂正することが必要である。

平成 26 年 6 月 10 日及び平成 28 年 6 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 26 年 6 月 10 日及び平成 28 年 6 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 26 年 6 月
② 平成 28 年 6 月

厚生年金保険の記録によると、A 社から請求期間①及び②に支払われた賞与(役員業績報酬)について、年金給付に反映しない標準賞与額として記録されているが、当該各賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された請求期間①及び②に係る業績報酬及び普通預金兼お借入明細並びに A 社から提出された請求者の当該各期間に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び業績報酬(控)により、請求者は当該各期間に同社から賞与の支払を受け、請求期間①は 84 万円、請求期間②は 150 万円の標準賞与額(標準賞与額の上限額は 150 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①及び②に係る賞与の支給日については、前述の普通預金兼お借入明細により確認できる賞与の振込日から、請求期間①は平成 26 年 6 月 10 日及び請求期間②は平成 28 年 6 月 10 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効消滅した後に、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2000716 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000191 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 30 年 6 月 22 日の標準賞与額を 134 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 30 年 6 月 22 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 6 月 22 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 6 月

A 社から請求期間に支払われた賞与(一時金)について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映しない標準賞与額と記録されているが、賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された一時金明細書及び通帳の写しにより、請求者が請求期間に A 社から賞与の支払を受け、134 万 3,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る賞与支払年月日については、健康保険組合が保管する健康保険被保険者賞与支払届及び前述の通帳に記録されている振込日から、平成 30 年 6 月 22 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000229号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2000035号

第1 結論

平成8年4月から平成9年*月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成8年4月から平成9年*月まで

平成9年*月末に結婚するまでは国民年金に加入していなかったため、結婚後、割とすぐだったと思うが、元夫とA社会保険事務所(当時)に行き、加入手続を行った。

納付時期、納付場所及び納付金額については覚えていないが、元夫が一括納付してくれたと記憶しているにもかかわらず、請求期間に係る国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成9年*月末に結婚後、割とすぐだったと思うが、元夫とA社会保険事務所に行き、国民年金の加入手続を行った旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者は、20歳に到達する平成5年*月*日付けで、国民年金第1号被保険者となり、平成9年*月*日付けで、国民年金第3号被保険者に種別変更しているところ、これらの資格に係る処理年月日は、いずれも同年*月*日となっており、請求者が所持する年金手帳の交付年月日についても同日であることを踏まえると、元夫の勤務する事業所の事業主を経由して、請求者の国民年金第3号被保険者(被扶養配偶者)の届出がされたことに伴い、20歳到達時に遡って国民年金第1号被保険者となる資格処理が社会保険事務所において行われたものと推認される。

また、請求者は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降に、請求期間に係る国民年金保険料の納付を行った旨主張しているところ、基礎年金番号制度の導入後は、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、基礎年金番号に基づき、記録管理の強化が図られていることから、当該期間に係る収納の記録漏れ等の誤りが生じる可能性は低いものと考えられる。

さらに、請求者から請求期間に係る国民年金保険料の納付について具体的な陳述を得ることができない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000492号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2000036号

第1 結論

昭和58年2月から同年10月ごろまでの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和58年2月から同年10月ごろまで

昭和57年12月末に勤務していた事業所を退職後、昭和58年2月に結婚し、A県B市役所又はC支所で国民年金の加入手続を行い、同年10月頃に転居するまで、毎月、国民年金保険料を納付したが、請求期間が記録に反映されていないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和58年2月に結婚し、B市役所又はC支所で国民年金の加入手続を行い、同年10月頃に転居するまで、毎月、国民年金保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）が住所地の市町村において払い出されるところ、請求者の記号番号は、D県E市において昭和61年4月23日に払い出されており、請求者の主張と符合しない。

また、請求期間当時、配偶者が厚生年金保険の被保険者であるため、請求者は国民年金の任意加入の対象となるところ、オンライン記録において、請求者が初めて国民年金の被保険者資格を取得した日は、第3号被保険者となった昭和61年4月1日と記録されており、請求者が所持する年金手帳を見ても、資格取得年月日は第3号被保険者となった同年4月1日と記載されていることから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、請求者は当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、B市は、請求期間当時の国民年金被保険者名簿を保管しているが、請求者に係る国民年金被保険者名簿はない旨回答している。

加えて、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者から請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について具体的な陳述を得ることができない上、請求者が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2000693 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000192 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 23 年 6 月 10 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

平成 23 年 6 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 23 年 6 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 6 月 10 日

厚生年金保険の記録によると、A 社から請求期間に支払われた賞与(役員業績報酬)について、年金給付に反映しない標準賞与額として記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された平成 23 年分給与所得者の源泉徴収票並びに A 社から提出された請求者の請求期間に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び振替伝票により、請求者は当該期間に同社から賞与の支払を受け、150 万円の標準賞与額(標準賞与額の上限額は 150 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効消滅した後に、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900683号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000193号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

また、請求期間について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和56年8月26日から同年10月16日まで

厚生年金保険の記録によると、A社又はB社の正社員として、出向先のC社で勤務していた請求期間に係る被保険者記録がない。

私が所持する給料支払明細書を見ると、請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求期間において、事業所が厚生年金保険法に規定されている適用事業所となる要件を満たすことを前提として、請求者が当該期間に厚生年金保険の被保険者として勤務又は在籍し、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされている。

請求期間について、A社に係るオンライン記録及び事業所名簿によると、同社は昭和56年8月26日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格は同日で喪失しており、当該日は同社の雇用保険の離職年月日(資格喪失日の前日)と符合している。

また、請求期間の前後を通して、A社及びB社において、社会保険及び給与計算の事務を担当していたとする者は、当時、A社は不渡りを出したため、事業の継続が難しくなっていたが、B社としてA社の事業を継続することとなり、請求者も当該期間にB社の正社員として、出向先のC社で勤務していたと思う旨回答している。

さらに、A社の事業主として、当該事業主から昭和56年8月9日付けで社員及び外注者あてに送られた手紙には、会社内で問題が生じたが関係者の協力の下、新会社の目処がたった旨の記載が確認できるところ、同日以降に、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる被保険者の全員が、同年8月26日までに厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることから、当該事業主は同日付けの健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届を社会保険事務所(当時)に提出したものと推認され、これらの事情から判断すると、請求期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが認められる。

一方、B社に係るオンライン記録及び事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和56年10月16日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間において、適用事業所ではなかったことが確認できる上、前述の事務を担当していたとする者及び請求期間当時、勤務し

ていた複数の同僚は、同社の業種は設計・製図業であったと回答又は陳述していることから、当時の厚生年金保険法の規定により設計・製図業はその他サービス業に属することとなるため、同社は請求期間において、強制適用事業所とならない非適用業種であることが推認できる。

また、日本年金機構D事務センターは、B社は法人格を有していない個人事業所である上、前述の事業所別被保険者名簿の適用年月日（昭和 56 年 10 月 16 日）から、同社は都道府県の知事の認可を受けた後に、健康保険及び厚生年金保険の適用が受けられる任意包括適用事業所であったと考えられる旨回答しており、この場合、請求期間は同社が任意包括適用事業所として適用される前の期間であることから、請求者は請求期間において、制度上、同社における厚生年金保険の被保険者となることはできない。

さらに、A社及びB社の社会保険に関する届出について、前述の事務を担当していたとする者は、事業主及び顧問の社会保険労務士が相談し、いずれかの者が届出していた旨陳述しているところ、オンライン記録によると、事業主は既に亡くなっている上、当該社会保険労務士の所在が不明であることから、請求期間における当該各事業所の届出状況等について事情照会することができない。

このほか、請求期間において、A社及びB社が厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

なお、請求者は、昭和 56 年 10 月分の給料支払明細書における控除額の厚生年金欄に、本来控除すべき厚生年金保険料額を上回る金額が給与から控除されていることをもって、請求期間に係る厚生年金保険料が控除されている旨主張しているが、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者となる資格要件（A社及びB社が適用事業所となる要件）を満たしていたとは認められないため、請求者の厚生年金保険の被保険者記録を訂正することはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000195号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000194号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成29年2月1日から同年5月1日まで

厚生年金保険の記録によると、A社における被保険者期間が平成29年2月1日から同年4月27日までとなっていたところ、同年4月30日付けの退職届を同社に提出したので、調査の上、同社における厚生年金保険の被保険者記録を正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成29年4月27日から同年5月1日までの期間については、日本年金機構が保管するA社における健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届(訂正)を見ると、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年4月27日から同年5月1日に訂正する届出を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後(令和2年5月26日受付)に行ったことが確認できる上、同社の担当者は、請求者は同年4月30日に同社を退職した旨陳述していることから、請求者は当該期間において、同社に在籍していたことが認められる。

しかしながら、A社は、厚生年金保険料の控除方法は翌月控除とし、請求者の平成29年4月分に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答しているところ、同社から提出された請求者の同年5月分に係る源泉徴収簿兼賃金台帳及び給与明細を見ると、同年4月分に係る厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

なお、請求期間のうち、平成29年2月1日から同年4月27日までの期間については、請求者のオンライン記録によると、既にA社における保険給付の対象となる厚生年金保険の被保険者期間として記録されている。

このほか、請求者の請求期間(平成29年2月1日から同年4月27日までの期間を除く。)に係るA社における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料はなく、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の被保険者記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2000516 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000195 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

A 社において、退職日を昭和 57 年 7 月末日付けとして退職届を提出したと記憶しているが、年金記録において、同年 7 月 31 日が喪失日となっているため、被保険者期間が 1 か月短く記録されている。

末日まで勤務し、給与から昭和 57 年 7 月分の厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る人事台帳を見ると、退職年月日欄には「S 57 年 7 月 30 日」と記載されている上、雇用保険の記録によると、請求者の同社における離職年月日(退職日)は昭和 57 年 7 月 30 日であり、いずれの記録も厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(退職日の翌日)と符合しており、請求者の請求期間における勤務又は在籍を確認することができない。

また、同僚照会において、請求者を記憶していると回答した者のひとは、同僚の記録を書き留めていた自身の手帳の記載内容を基に、請求者の退職日を昭和 57 年 7 月 31 日と回答しているところ、当該手帳に記載された請求者のほか複数の者の退職日と厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を対比すると、請求者を含む過半数の者の退職日と厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同日であり、それらの記録が符合していないことを踏まえると、当該手帳の退職日に信憑性があるとは考え難く、正しいものとして評価することができない。

さらに、前述の同僚照会において、請求者を記憶していると回答したそのほかの者は、請求者の退職日について不明と回答又は陳述している。

加えて、A 社は請求者に係る賃金台帳等を保管していない上、請求者からは厚生年金保険料の控除が確認できる資料の提出はなく、このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間において、厚生年金保険被保険者として勤務又は在籍していたこと、及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900616号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000196号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(平成28年9月1日)及び取得年月日(平成29年8月1日)を取り消し、平成28年9月から平成29年7月までの標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成28年9月1日から平成29年*月*日までの期間については、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

平成29年*月*日から平成29年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年*月*日から平成29年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年9月1日から平成29年8月1日まで

私がA事業所に勤務していた期間のうち、請求期間は保険給付の計算の基礎とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、請求期間のうち、平成28年9月1日から平成29年*月*日までの期間は育児休業期間中であり、同年*月*日から同年8月1日までの期間は、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、請求期間の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成28年9月1日から平成29年*月*日までの期間について、雇用保険の記録、オンライン記録(厚生年金保険法第75条本文該当)並びにA事業所の元事業主の回答及び陳述により、請求者が当該期間に同事業所に勤務又は在籍していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の元事業主は、厚生年金保険法第81条の2に基づく育児休業期間中(平成27年*月*日から平成29年*月*日まで)に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、日本年金機構に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められている。

以上のことから、請求期間のうち、平成28年9月1日から平成29年*月*日までの期間の標準報酬月額については、請求者のA事業所における平成28年9月のオンライン記録(厚生年金保険法第75条本文該当)から、22万円とすることが妥当である。

また、請求期間のうち、平成29年*月*日から同年8月1日までの期間について、雇用保険の記録、A事業所の元事業主から提出された請求者の当該期間に係る給与明細書、賃金台帳、金融機関のご利用明細及び出勤簿並びに元事業主の回答及び陳述により、請求者が、当該期間

において、同事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間のうち、平成 29 年*月*日から同年 8 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに日本年金機構の回答から、22 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成 29 年*月*日から同年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 事業所の破産管財人は、当初、請求者の厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日を平成 28 年 9 月 1 日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に提出していたところ、同破産管財人は、当該期間の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の資格喪失年月日を平成 30 年 8 月 21 日に訂正する旨の当該届を年金事務所に提出し、同事業所の元事業主は当該期間に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900617号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000197号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成28年9月1日から平成29年*月*日に訂正し、平成28年9月から平成29年*月までの標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

平成28年9月1日から平成29年*月*日までの期間については、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年9月1日から平成29年*月*日まで

私がA事業所に勤務していた期間のうち、請求期間は保険給付の計算の基礎とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該期間については育児休業期間中であるので、調査の上、当該期間の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、オンライン記録(厚生年金保険法第75条本文該当)並びにA事業所の元事業主の回答及び陳述により、請求者が請求期間に同事業所に勤務又は在籍していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の元事業主は、厚生年金保険法第81条の2に基づく育児休業期間中(平成28年*月*日から平成29年*月*日まで)に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、日本年金機構に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められている。

以上のことから、請求者のA事業所における資格喪失年月日は、平成29年*月*日であると認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA事業所における平成28年9月のオンライン記録(厚生年金保険法第75条本文該当)から、26万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900618号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000198号

第1 結論

- 1 請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(平成28年9月1日)及び取得年月日(平成29年8月1日)を取り消し、平成28年9月から平成29年7月までの標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

平成28年9月1日から平成29年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年9月1日から平成29年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA事業所における平成28年9月1日から平成29年8月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成28年9月から平成29年7月までは24万円を28万円とする。

平成28年9月から平成29年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年9月1日から平成29年8月1日まで

私がA事業所に勤務していた期間のうち、請求期間は保険給付の計算の基礎とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該期間については、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、当該期間の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 雇用保険の記録、A事業所の元事業主から提出された請求者の請求期間に係る給与明細書、賃金台帳、金融機関のご利用明細及び出勤簿並びに元事業主の回答及び陳述により、請求者が、当該期間において、同事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所の破産管財人は、当初、請求者の厚生年金保険被保険者の資格喪失年

月日を平成 28 年 9 月 1 日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に提出していたところ、同破産管財人は、当該期間の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の資格喪失年月日を平成 30 年 8 月 21 日に訂正する旨の当該届を年金事務所に提出し、同事業所の元事業主は当該期間に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間について、前述の給与明細書等により確認できる当該期間の標準報酬月額の変更又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額及び上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額から、28 万円に訂正することが妥当である。

ただし、訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900619号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000199号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成29年8月1日から同年4月1日に訂正し、同年4月から同年7月までの標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

平成29年4月1日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年4月1日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成6年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成29年4月1日から同年8月1日まで

私がA事業所に勤務していた期間のうち、請求期間は保険給付の計算の基礎とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該期間については、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、当該期間の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、A事業所の元事業主から提出された請求者の請求期間に係る給与明細書、賃金台帳、金融機関のご利用明細及び出勤簿並びに元事業主の回答及び陳述により、請求者が、当該期間において、同事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに日本年金機構の回答から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所の破産管財人は、当該期間の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届(平成29年4月1日取得)及び厚生年金保険被保険者資格喪失届(平成30年8月21日喪失)を年金事務所に提出し、同事業所の元事業主は当該期間に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900620号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000200号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成28年9月1日から同年12月5日に訂正し、同年9月から同年11月までの標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

平成28年9月1日から同年12月5日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年9月1日から同年12月5日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成4年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年9月1日から同年12月5日まで

私がA事業所に勤務していた期間のうち、請求期間は保険給付の計算の基礎とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該期間については、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、当該期間の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、A事業所の元事業主から提出された請求者の請求期間に係る給与明細書、賃金台帳、金融機関のご利用明細及び出勤簿並びに元事業主の回答及び陳述により、請求者が、当該期間において、同事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所の破産管財人は、当初、請求者の厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日を平成28年9月1日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に提出していたところ、同破産管財人は、当該期間の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の資格喪失年月日を同年12月5日に訂正する旨の当該届を年金事務所に提出し、同事業所の元事業主は当該期間に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 1900621 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000201 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年*月*日に訂正し、平成 28 年 9 月から平成 29 年*月までの標準報酬月額を 20 万円とすることが必要である。

平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年*月*日までの期間については、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 63 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年*月*日まで

私が A 事業所に勤務していた期間のうち、請求期間は保険給付の計算の基礎とならない記録(厚生年金保険法第 75 条本文該当)となっているが、当該期間については育児休業期間中であるので、調査の上、当該期間の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の記録、オンライン記録(厚生年金保険法第 75 条本文該当)並びに A 事業所の元事業主の回答及び陳述により、請求者が請求期間に同事業所に勤務又は在籍していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A 事業所の元事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 に基づく育児休業期間中(平成 28 年*月*日から平成 29 年*月*日まで)に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、日本年金機構に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められている。

以上のことから、請求者の A 事業所における資格喪失年月日は、平成 29 年*月*日であると認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 事業所における平成 28 年 9 月のオンライン記録(厚生年金保険法第 75 条本文該当)から、20 万円とすることが妥当である。